



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F  
TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階  
TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2024 年 3 月 22 日(金)

## 36 協定の届け出と 時間外労働上限規制

### 3 月は 36 協定の提出最盛期です

36 協定は「時間外、休日労働に関する労使協定」のことです。年度終わりの 3 月から新年度の 4 月頃に 36 協定を労働基準監督署に提出する企業が多いため届出が集中します。

企業が従業員に法定労働時間を超えて労働させたり、休日に労働させたりする場合、あらかじめ 36 協定を締結し労基署に届け出る必要があります。労基法第 36 条で規定されているので「サブロク協定」といわれます。

### 法定労働時間と所定労働時間

法定労働時間とは労働基準法で定められた 1 日 8 時間、週に 40 時間以内の労働時間のことです。対して所定労働時間とは企業が規定で定めている労働時間をいいます。所定労働時間で残業をさせても法定労働時間内であれば 36 協定の必要は生じません。

また、法定休日とは労働基準法で定められた週に 1 回の休日を言います。一方、所定外休日とは法定休日以外に企業が定めた休日をいいます。例えば完全週休 2 日制で週の初めを月曜日に定めた場合は、土日休みの場合、先に来る土曜日が法定外休日になります。

### 働き方改革で 36 協定時間外労働上限規制

繁忙期や緊急対応などで臨時的で特別な事情の時、36 協定で定めた以上の労働を命ずる場合、特別条項を結ぶことで時間外労働の延長ができました。しかし 2020 年 4 月から上限が定められています。

- ・通常の 36 協定で定める上限(月 45 時間年 360 時間)を超えるのは年 6 回まで
- ・年間 720 時間まで
- ・休日労働を含めて単月 100 時間未満
- ・休日労働を含めて複数月(2~6 か月)の平均 80 時間以内

### 令和 6 年 4 月から上限規制適用になる職種

2024 年問題と言われていますが、今まで時間外労働の上限規制のなかった下記の職種にも、この春からそれぞれ新しく上限規制がかかります。

- ・建築関係の事業
- ・自動車等運送の事業
- ・医療機関の事業

現代の働き方は様々ですが、どのような勤怠形式でも無制限に労働させてよいわけではないので、自社の勤務の状況の時間外労働を正しく把握する必要があるでしょう。



人の命を預かる医師はちゃんと休んで健康でなければと思います